

Newsletter

対ロシア制裁による契約上の義務への影響に関するロシア裁判実務の検討

2018年10月29日

周知のとおり、クリミア紛争を契機として、2014年にロシア連邦に対する最初の国際的な経済制裁が発動されました。これ以降、EU及び米国は数多くの対ロシア制裁を課し、ロシアにおける民間の義務履行に大きな影響を及ぼしています。

上記の点、また、高まる対ロシア制裁のプレッシャー、新たな制裁の対象となる企業数が増加している現状を踏まえて、契約上の義務に対する制裁の影響について、ロシア裁判所がどのような法的な立場を採用しているか、その概要をご紹介しますと思います。

1 現在、契約上の義務の履行に対して、対ロシア制裁がどのような影響を及ぼすかという点について、ロシアの裁判所が判断するにあたって、次の論点が生じることになります。

- (A) 制裁で定められたルールを遵守すること及び／又は関連する契約条項の権利を行使することが、ロシア連邦の公序（public policy）への違反とされるか、また、そのような行為が、不誠実（bad faith）とみなされるか。
- (B) 制裁の発動は、ロシア連邦民法（「民法」）401条3項に従い、不可抗力（force majeure）とみなされるか。
- (C) 制裁の発動は、民法451条に基づき、状況の重大な不利益変更（material adverse change of circumstances）とみなされるか。
- (D) 制裁の発動によって履行することが不可能となった契約上の義務における契約当事者の役割は、考慮されるか。

2 上記の論点に関するロシア裁判所の実務の発展とその法的な立場

2.1 ロシア連邦憲法裁判所：契約の当事者自身による制裁の遵守は、不誠実（bad faith）となる旨示しています。

ロシア連邦の憲法裁判所による著名な法的な見解によれば、国際法の規定に違反する対ロシア制裁を遵守することは、それが外国企業を含むかなる主体によってなされた場合であっても、それ自体不誠実な行為とみなされる可能性があり、そのため、法的な保護を否定する単独の根拠となりえます¹。

この法的立場は、**LLC Siemens (Rus) v. Technopromexport**²の事案において更に強められることになりました。この事案では、錯誤により契約を締結したことを理由として、ガスタービンの供給契約が無効となるか争われました。原告（LLC Siemens (Rus)）は、タービンが実際にはクリミアに供給される想定であったことを知らなかったこと、またもしそのような事実を知っていればその契約を締結しなかったということを主張しました。これに対し、裁判所は、ロシア法人が対ロシア制裁を遵守することは、ロシア連邦の公序に反するという結論を下しました。

これは、ロシア人・法人が制裁を自主的に遵守した場合には、その行為が不誠実な行為として、また、一定の状況の下では、それがロシア連邦の公序に反するとしてみなされる可能性があることを意味します。

2.2 ロシア連邦最高裁判所：第三者による制裁の遵守は、不可抗力（force majeure）又は契約の

¹ 詳しくは、Decision of the Constitutional Court of the Russian Federation N 8-P dated February 13, 2018 をご覧下さい。

² Decision of the Ninth Arbitrazh Appeal Court N 09AP-9815/2018 dated April 10, 2018, case N A40-171207/17. この決定は、Decision of the Arbitrazh Court of the Moscow Region N F05-8233/2018 dated June 27, 2018 により、維持されました。

履行のために第三者（下請業者）を起用した契約当事者にとって重大な不利益変更となりうる。

2.2.1 第三者が制裁上のルールを遵守したことを理由として、契約当事者が契約上の義務を履行することが不可能になった場合には、制裁の発動は、不可抗力（民法 401 条 3 項）と判断される可能性があります。

例えば、**Ministry of Defense v Zvezdochka**³の事例において、被告の義務の不履行は、被告の外国の請負業者が EU のロシアに対する制裁の発動を理由に一定の物品を供給することを拒絶したことが直接的な原因となって生じたものであったことを理由として、裁判所は、公共調達契約から生じた原告の請求を棄却しました。同時に、裁判所は、制裁の発動と義務の履行ができないこととの間の因果関係は、直接的であるべきであると示しました。

同様に、**Keleanz Medical v VTC**⁴の事案では、裁判所は、制裁の発動の結果、外国の製造業者がその製品をロシアのディーラー（争いとなった契約上の売主）に対して供給できなくなった場合には、その契約上の当事者にとって、制裁は不可抗力となりうるかと判断しました。

2.2.2 さらに類似の点として、第三者による制裁の遵守によって契約上の義務の履行が不可能となった場合には、制裁の発動は状況の重大な不利益変更（**material adverse change of circumstances**）（民法 451 条）とされる可能性もあります。

Ministry of Defense v Vector⁵の事例では、EU 及び米国による経済制裁の発動により、ロシア法人に米国で製造された集積回路を供給することが不可能になった場合において、裁判所は、それが重大な不利益変更にあたると判断しました。

2.2.3 同時に、ロシアの裁判所は、制裁の結果としてある事業のリストラクチャリングをせざるを得なくなった場合に、それを重大な不利益と判断することについては否定的です。

例えば、**VTB v Bikmaeva**⁶の事例で、裁判所は、制裁によってその法人に多大な損失が生じること及び事業の最適化を図る必要があることから契約の解除を要請した場合には、そのような制裁によ

る影響は通常の事業上のリスクであるため、民法 451 条は適用されないものとされました。

3 まとめ

3.1 このように、現在確立されつつある裁判実務では、契約の当事者自身が制裁を遵守した場合と、第三者が制裁を遵守したことによって契約当事者がその義務を履行できなくなった場合で、違いがあるということを示されています。

(A) （外国の）第三者が対ロシア制裁を遵守した結果として、契約上の義務を履行できなくなった場合、その契約当事者にとって、制裁の発動は、不可抗力（**force majeure**）又は重大な不利益変更（**material adverse change**）となりえます。このためには、制裁によって間接的な影響を受けたというだけでは不十分で、制裁の発動と契約上の義務が履行できなくなったこととの間に直接的な因果関係があることが必要です。

同時に、民法 401 条 3 項及び民法 451 条が適用されるかどうかという点は、その事案における事実関係に依るところが大きいと考えられます。例えば、問題となった契約上の義務の性質、サプライヤーを変更することや類似の製品を購入することが可能かどうか、その当事者の法域（国）などの事情が考慮されると考えられます。

(B) ロシア憲法裁判所の法的立場に關していえば、ロシア法人が対ロシア制裁を遵守する行為は、不誠実（**bad faith**）な行為で、ロシア連邦の公序（**public policy**）に違反すると判断される可能性があります。

3.2 未だに裁判所が結論を出していない論点として、契約の当事者が、制裁の性質を有するような状況が生じた場合に契約上の一定の権利を行使できる条項（例えば、契約を解除、停止又は変更する権利）を契約に含めることが可能か、という論点があります。この論点に答えるためには、裁判所は、現在の裁判実務を踏まえて、契約締結の自由を制限することができるかという点を検討しなければならないこととなります。

未だ解決されていない別な論点として、会社法の一般規定を踏まえた、ロシア法人の経営陣による制裁の遵守・不遵守に関する個人責任という点が

³ 詳しくは、Decision of the Arbitrazh Court of the Moscow Region N F05-21409/2017 dated February 20, 2018, case N A40-39224 / 2017 をご覧下さい。この決定の破棄を求めた Judicial Board for Economic Disputes of the Supreme Court of the Russian Federation に対する case N A40-39224/2017 の移送は、the Ruling of the Supreme Court of the Russian Federation N 305-ES18-7696 dated June 22, 2013 によって退けられました。

⁴ 詳しくは、Ruling of the Supreme Court of the Russian Federation N 307-ES18-11373 dated August 20, 2018 case N A56-89542/2016 をご覧下さい。

⁵ Decision of the Ninth Arbitrazh appeal court N 09АП-25167/2018 dated June 26, 2018, case N A40-221653/17

⁶ Ruling of the Supreme Court of the Russian Federation N 301-ES16-18586 dated May 23, 2017

あります（例えば、経営陣の不誠実（bad faith）・不合理な行為によって生じた損害の賠償請求の可否など）。対ロシア制裁への協力行為を

刑事罰の対象とする構想が近時公表されたことを鑑みると、この点については今後更に難しい状況になる可能性もあります。

注：本書で記載されている情報は全て公の情報元に基づくものです。ALRUD Law Firm 及び本書の作成者はこの情報に基づきなされたいかなる意思決定の結果についても責任を負いません。

ご質問がありましたら、ALRUD パートナーの Andrey Zharskiy、Anton Dzhuplin 又は Sergey Petrachkov までお気軽にご連絡下さい。



**Andrey
Zharskiy**

Partner

Energy, Natural Resources
and Infrastructure, Real Estate,
Corporate / M&A

E: andrey.zharskiy@alrud.com



**Anton
Dzhuplin**

Partner

Corporate / M&A, Banking & Finance

E: adzhuplin@alrud.com



**Sergey
Petrachkov**

Partner

Dispute Resolution,
Restructuring and Insolvency

E: spetrachkov@alrud.com

ALRUD Law Firm